

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

28 March 2024

「グローバル・プライベートM&A ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法およびその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 92

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 92 となる本号では、中国国家市場監督管理総局が新会社法に基づく出資に関する規定案を公表、米国 OECD が ICAP 統計を初めて公表等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

中国：国家市場監督管理総局が新会社法に基づく出資に関する規定案を公表

シンガポール：第2の柱の実施と投資促進インセンティブに関する重要な税制改正

タイ：外国人事業ライセンス及び外国人事業証明書取得の免除対象事業の追加について

タイ：タイ投資委員会が新たな投資奨励策を発表

2. 豪州

オーストラリア：M&Aにおけるアーンアウト条項をめぐる最高裁判例

3. 米州

米国：OECD、ICAP 統計を初めて公表

米国：内国歳入庁が新たな移転価格イニシアティブを発表

カナダ：集団訴訟の新たな類型を創設する競争法改正案が成立する見通し

4. 欧州

オランダ：新投資審査法による投資規制対象の拡大

5. ESG / Sustainability

オーストラリア：公正労働法案の連邦議会における可決

UAE：プラスチック製品を含む使い捨て製品の規制

「2024年国際紛争展望（英語）」 レポート発行のお知らせ

経済停滞と地政学的リスクを背景に、企業は様々な課題に向けて準備を進めています。第7版となる本年次報告書では、紛争傾向の詳細な分析に加え、セクター・地域別の動向を分析します。大企業600社以上の社内弁護士によると、ESGや雇用リスクが最大の懸念事項として挙げられ、世界的な紛争は今後も増加傾向であるとの見方が示されています。今年一年の備えとなれば幸いです。

画像をクリックしてご覧ください。



1. アジア

中国

国家市場監督管理総局が新会社法に基づく出資に関する規定案を公表

2024年2月6日、中国国家市場監督管理総局（以下、「SAMR」）は、中国会社法に基づく登録資本金の登記管理制度の実施に関する国務院規定案（以下、「規定案」）を意見公募のために公表した。

規定案は、中国の改正会社法（以下、「2023年会社法」）が2023年12月29日に公布されたことを受けて公表されたもので、2023年会社法における有限責任公司（以下、「LLC」）の法定出資期間最長5年の実施などに関する詳細な規定を定めることを目的としている。規定案は、最終決定がされ、公布されると、2023年会社法の施行日と同じ2024年7月1日（以下、「施行日」）に施行される。

2023年会社法に基づきLLCに適用される5年以内の法定出資期間は、施行日以前に設立された会社にも遡及適用される。このため、株主は未払登録資本金を払い込む必要が生じる点について、懸念が生じている。規定案では、既存の会社が新法に準拠するために、出資期間を調整する猶予期間を定め、比較的緩やかな規定を提案している。以下に規定案の概要をまとめる。

- **原則5年の法定出資期間の確認**：施行日以降に設立された新設LLCについて、規定案では、株主は設立後5年以内に登録資本金を全額払い込まなければならないことが改めて定められている。この最長5年の法定出資期間原則は、施行日以降に増資登記を行ったLLCについても適用される。
- **既存LLCに対する3年間の猶予期間の付与**：施行日前に設立された既存のLLCについては、施行日から3年間（2024年7月1日から2027年6月30日まで）の猶予期間（以下、「猶予期間」）を設けられており、その間に、未払登録資本金の全額の払い込みが、調整時から5年以内になされるよう、出資期間を調整し、定款に記載しなければならない。

LLCが猶予期間終了までに上記調整を行わなかった場合、会社登記機関は、LLCに対し、90日以内にかかる調整を行うよう命じることができる。この場合、調整後の出資期間は猶予期間終了後5年以内となる。

猶予措置により、既存のLLCは、施行日から最大8年間の間に、未払登録資本金を全額払い込まなければならないことになる。言い換えれば、施行日前に設立されたLLCは、猶予期間終了時に上記調整をした場合、2032年6月30日までに未払登録資本金を全額払い込めばよいことになる。

- **猶予期間に関する2つの例外**：以下の通り、2つの例外が提案されている。
 - ① 施行日前に設立された会社の出資期間が30年を超える場合又は登録資本金の額が10億人民元を超える場合、会社登記機関は、株主の出資能力、主な事業内容、資産規模などの個別事情に基づいて、当該会社の登録資本金が真正か否かを確認するための調査を開始することができる。調査の結果、出資期間又は登録資金額が明らかに異常であると会社登記機関が判断した場合、省級市場監督管理部門の同意を得て、3年間の猶予期間にかかわらず、6か月以内に上記調整を行うよう当該会社に要求することができる。

「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻りにグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニューズレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



② 国家的重要戦略事業、国民経済と福利に極めて重要な事業、又は国家安全保障や重要公益に関わる事業に従事する既存会社については、国务院や省級以上の政府の同意を得た上で、出資期間を据え置くことができる。

● **未払登録資本金を減少させる簡易手続**：規定案では、猶予期間内に未払登録資本金を減少させることができる簡易手続を提案している。この手続においては、会社は国家企業信用情報公示システムで20日間公示するだけでよく、公示期間中に債権者からの異議申立てがなければ、当該会社は会社登記機関において減資登記を行うことができる。簡易手続の適用には、以下の条件を満たす必要がある。

- ① 未払い債務がないこと、又は未払い債務額が払込登録資本金額を大幅に下回っていること
- ② 全ての株主が、各自の初期出資額の範囲内で、減資前に発生した既存の債務について連帯債務を負うことを承諾していること
- ③ 全ての董事が、減資による会社の支払能力及び継続的な経営が損なわれることはないことを誓約していること

減資の簡易手続により、会社が未払登録資本金を減らすことはより容易になるといえる。もっとも、実際に当該手続が会社登記機関によってどのように実行されるのか、特に、上記②及び③の要件を充たすために、株主及び董事に具体的にどのような責任が課されるのかは、今後確認が必要である。

- **明らかに高額な登録資本金についての登記拒否**：会社登記機関は、申請されたLLCの資本金額が、一般常識及び当該LLCの属する業界の一般的状況を踏まえ、明らかに高額と合理的に判断した場合、会社設立登記を却下する裁量権を与えられている。
- **情報公開義務の強化**：全ての会社は、各株主の払込済登録資本金額、出資方法、及び出資期間について、対象情報が入手可能となってから20営業日以内に、公示システムを通じて開示することが義務付けられる。また、全ての会社は払込済登録資本金額を証明する株主名簿、対象財務諸表、その他の書類を公示システム上に提出する必要がある。このような書類（特に財務諸表）が提出された後、一般に公開されるかどうかは明らかではない。

規定案の意見公募期間は2024年3月5日に終了している。株主等の関係者は、本規定の状況を注視し、中国における出資に関する取扱いの今後の動向を把握すべきである。残りの出資期間が施行日後5年を超える既存のLLCの場合、株主等は出資期間の調整や簡易手続による未払登録資本金の減少について、検討が必要である。

[最初のページに戻る](#)

シンガポール

第2の柱の実施と投資促進インセンティブに関する重要な税制改正

概要

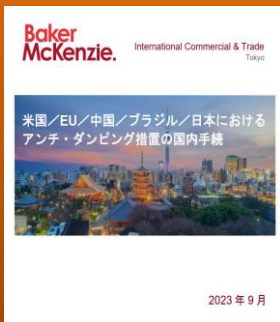
2024年2月16日、シンガポール2024年度予算案が発表された。

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



今年度の予算案における重要な税制改正事項として、シンガポールがOECD/BEPS2.0の第2の柱に基づいて、IIR（Income Inclusion Rule: 所得含算ルール）と DTT（Domestic Top-Up Tax: 国内ミニマム課税）の導入が挙げられる。IIR/DTTは2025年1月1日から開始する会計年度から施行される。

また、新たな RIC（Refundable Investment Credit: 還付可能投資税額控除）スキームの導入や、既存の様々なシンガポールの税制優遇措置の調整など、関連するいくつかの措置の導入も発表された。

今回の公表に伴い、シンガポール政府は、第2の柱に基づく最低税率制度を導入することで国際協調をアピールするとともに、RICスキームの導入と新たな税率優遇措置カテゴリーを導入することで、引き続きシンガポールに対する投資促進を支援する用意があることをアピールする狙いがあるものとみられる。

IIR と DTT の 2025 年からの計画的実施

シンガポールは、OECDの発表する第2の柱に関する制度パッケージのうち、部分的にIIRとDTTを導入するという政策決定を行った。IIRとDTTは2025年1月1日以降に開始する会計年度に関して、対象企業に適用される。GloBEルール（Global Anti-Base Erosion rules: 世界的税源浸食防止ルール）に沿って、IIRとDTTは、年間売上高が少なくとも7億5,000万ユーロの多国籍企業（MNE）グループに適用され、対象範囲内の企業は、実効税率（ETR）を15%に引き上げるために、利益に対する上乗せ税を支払う必要がある。

他方、IIR及びDTTの導入によるシンガポール現行法人税制への影響が大きいことを理由に、現時点ではUTPRを導入するか否かに対する立場を留保している（多くの国でIIRが導入済又は導入予定であることに照らすと、UTPRを導入することによるメリットは大きくないという算段に基づく可能性がある）。

シンガポールにおけるIIR/DTTの導入は驚くべきニュースではないが、少なくとも多国籍企業に大きな影響を与えることは事実である。例えば、シンガポールで税制優遇措置を享受している米国多国籍企業グループは、原則としてシンガポールDTTの適用により最低税率（15%）の課税を受けることになる。

今後、第2の柱関連の具体的な立法案が公開される予定であるが、基本的にシンガポールDTTは、GloBEルールに沿った内容となることが想定され、例えばGloBEルールにいう適格国内ミニマム課税（QDMTT）として設計され、QDMTTセーフハーバーの要件を満たすものとして設計されることになる可能性が高い。

シンガポールが第2の柱に関する立場を表明したことで、シンガポールに実質的な経済的拠点を持つ多国籍企業グループは、関連官庁との協議を開始し、既存及び将来のシンガポールへの投資がどのような影響を受けるかを具体的に検討する必要がある。下記の通り、今年度は優遇税制に関する制度改正も予定されていることから、第2の柱・各種インセンティブに対する影響を含めた包括的な検討を行う必要がある。

RICスキームの導入

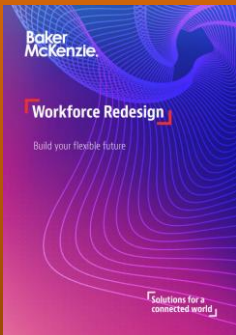
シンガポールにおける第2の柱の実施に伴い、政府は既存の投資促進インセンティブに加え、新たなRICスキームを導入する。

RICは、企業が支払う法人所得税と相殺される税額控除である。未使用の税額控除は、企業が税額控除を受ける条件を満たした時点から4年以内に現金還付される。RICの適用対象となるのは、一定の高価値・重要な経済活動で

「Workforce Redesign」ガイドのお知らせ

あらゆる市場やセクターが景気変動の影響を受け、企業は対応に奔走しています。パンデミックは、事業回復力を構築する上で重要な役割があった反面、人材争奪戦やより柔軟な労働力の導入等といった不確実な状況も生み出しました。本ガイドでは、ペーカーマッケンジーの4人の専門家が現在の経済情勢を分析し、企業における労働力の再設計について遂行すべき取組について見解を示しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



あり、例えば (i) 新たな生産能力への投資、(ii) 本社活動やセンター・オブ・エクセレンスの拡大・設立、サプライチェーンマネジメント、デジタルサービス、専門サービスにおける活動、コモディティ企業による活動、(iii) 研究開発・イノベーション活動の実施、(iv) 脱炭素を目的としたソリューションの実施等が挙げられる。

RICの対象になるには一定の承認が必要であり、資格期間は最長10年間である。支援率は、対象となる支出項目（資本支出、人材、研修、無形資産、シンガポールでの外注作業など）ごとに最大50%までとし、プロジェクトの期待される経済的成果（脱炭素プロジェクトの場合は脱炭素の成果）に見合うものとされている。

RICはいわゆるQRTC（Qualified Refundable Tax Credits: 適格還付可能税額控除）としてGloBEルールとの整合性を意図して設計されている。RICが導入されれば、シンガポールは、QRTCとして新たな税額控除を導入した地域初の国になる。QRTCは、GloBEルールに基づく上乗せ税額を計算するメカニズムによる影響を受けることなく企業に補助金を交付する方法であり、政府にとっても導入に際してキャッシュアウトを伴わないという利点もあるため、多くの関心を集めている。

GloBEルール下では、QRTCは一般的にGloBE所得として考慮されるため、受給者が控除額に対して課税される場合であっても、受給者は控除額の恩恵の大部分を保持することができる。一方、非QRTCは、ETRの計算上、対象租税（Covered Tax）の減額項目として扱われる。

対象企業は、現行のシンガポール所得税制の下での法人税額を計算する目的でのRICの税務処理に加え、GloBE制度の下でのDTTを計算する目的でのRICの会計処理の観点、さらにはこれらの規則と実質ベースの所得控除との相互作用を考慮する必要がある。そのため、自社に適用される可能性のあるRICの内容及びそれによって影響を受ける税務・会計処理について時間的余裕を持って検討を開始することが望ましい。

シンガポール経済開発庁（EDB）とシンガポール企業庁（Enterprise Singapore）は、2024年第3四半期までにRICの詳細を発表する予定である。

新たな税率優遇カテゴリーの創設

2024年2月17日より、シンガポールは特定の税率優遇措置に以下のようなカテゴリーを導入する。

(i) 開発・拡張インセンティブ（Development and Expansion Incentive: DEI）、知的財産開発インセンティブ（Intellectual Property Development Incentive: IDI）、グローバル・トレーダー・プログラム（Global Trader Programme: GTP）に対して、15%の税率が適用される新カテゴリーが創設される（シンガポールの最高法人税率17%に対して2%の優遇）。これは現行の5%又は10%の優遇税率カテゴリーの補完措置となるものである。

(ii) 認定ファイナンス&トレジャリーセンターに対するインセンティブと航空機リース・スキームには、新たに10%の税率が適用される。これは現行の8%の優遇税率カテゴリーの補完措置となるものである。

今般の改正による新たなカテゴリーの導入によるメリットとしては、既存の優遇措置に必要な投資額を満たすことができない中小企業も含め、今後より多くの企業が優遇措置を利用できるようになると思われることが挙げられる。

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域に又がることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



他方で、特に上記(i)のカテゴリーに適用される税率は15%と既存の優遇税率と比較して不利になる。今回の改正は、第2の柱に基づく最低税率である15%と平仄を合わせるための改正と思われる。

企業はシンガポールでの具体的な状況を考慮し、財務モデリングを行う必要がある。多国籍企業グループが、シンガポールにおける最高法人税率17%が適用されるほどの特定の継続的な所得を有している場合、又はシンガポールにおいて、控除できない多額の経費を計上している場合、現行の5%又は10%の優遇税率カテゴリーは15%のETRに対する追加的な緩和措置となりうる。また、現在17%の税率を課せられている企業にとっては、投資プロファイルに合致した税率優遇措置を検討する機会ともなりうる。

これらの改正は、第2の柱に基づく15%の最低税率の導入後も、税制優遇措置、助成金、税額控除が、シンガポールの一連の投資促進パッケージとして存続することを企業に示し、シンガポールにおける経済的実体のある価値の高い活動への投資を企業に奨励するものである。

経済開発庁（EDB）とシンガポール企業庁（Enterprise Singapore）は、2024年第2四半期までに、それぞれの管轄下にあるインセンティブの新カテゴリーに関する詳細を発表する予定である。

[最初のページに戻る](#)

タイ

外国人事業ライセンス及び外国人事業証明書取得の免除対象事業の追加について

タイ商務省は、外国人事業ライセンス（FBL）又は外国人事業証明書（FBC）の取得が免除される事業に関する省令案についての公聴会を開始した。外国人投資家によるタイへの投資を促進する目的で、大まかに以下の11の事業を新たに免除対象とすることが提案されている。

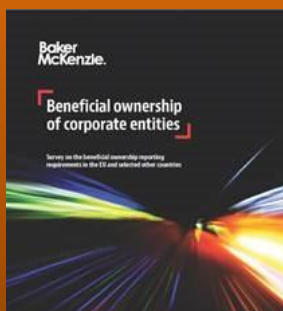
- ① デリバティブ取引法（B.E.2546（2003））の適用がない商品又は商品指数に関するデリバティブ取引業者。
- ② 支払額が為替レート又は金利に基づいて計算され、かつ、先物取引所外で取引されるデリバティブ取引に関するデリバティブ取引業者。
- ③ 電気通信網を所有していない電気通信事業者を対象とした、電気通信事業法に基づく電気通信事業ライセンス第1種に基づく電気通信役務提供事業。
- ④ 為替管理法に基づくトレジャリーセンター事業。
- ⑤ タイ国内で開発されたソフトウェアを主たる収入源とするタイ法人によるソフトウェア開発事業で、省令に定める要件を充たす事業。
- ⑥ 省令案に定義された「関連当事者」に対して提供される、事務管理、人事管理及び情報技術管理に関連するサービス事業。
- ⑦ 省令案に定義された「関連当事者」にかかる金融保証の提供に関連するサービス事業。
- ⑧ 従業員の利便性向上のための金融サービス機器や自動販売機内の電子機器の配備に要する一部スペース貸出しに関連するサービス事業。
- ⑨ 石油掘削に関連するサービス事業。

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU 及びその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネー・ロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本レポート（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



⑩ 証券取引法及びデリバティブ取引法が適用される各種有担保ローンの提供に関するサービス事業。

⑪ デリバティブ取引法（B.E.2546（2003））の適用がない商品又は商品指数に関するデリバティブファンドの取引代表者、顧問又は管理者としてのサービス事業。

規制対象リストから除外される事業の正確な範囲については、最終決定された省令に基づいて確認することが重要である。

[最初のページに戻る](#)

タイ

タイ投資委員会が新たな投資奨励策を発表

2024年2月7日に、タイ投資委員会（BOI）は以下の通り、新たな投資奨励策を発表した。

社会・地域開発のための投資促進措置（告示第 1/2567 号）

BOIは、社会的・地域的发展と環境改善を促進し、PM2.5問題に対処するため、（土地代及び運転資金を除く）投資資本の200%相当額までの法人税免除措置を実施する。上記優遇措置を受けるためには、以下の要件を充たす必要がある。

- （土地代及び運転資金を除く）少なくとも500万バーツを、地域組織の支援のために投資していること。
- 競争力向上に資する地域組織との連携計画があること。

既存優遇措置適格事業の定着・拡大措置（告示第 2/2567 号）

BOIは、既存の大規模事業者によるタイへの継続的な投資を促進するための優遇措置を策定した。2009年から2023年までの過去15年間に、同一法人の下で少なくとも3つの投資事業を進め、かつ、承認段階での（土地代及び運転資金を除く）当該投資総額が少なくとも100億バーツである既存の優遇措置適格事業者に対する追加的優遇措置である。

適格事業は、5億バーツ以上の投資総額があることを条件に、グループA1+に該当するものについては追加で3年間、最大13年間、グループA3・A4・Bに該当するものについては追加で3年間、最大8年間、法人税免除などの優遇措置を受けられる。

総合企業の移転誘致措置（告示第 3/2567 号）

総合企業のタイへの移転を促進するため、BOIは全ての製造事業、地域統括拠点及び研究開発機関（R&D）をタイ国内に置く事業者に対し、以下の優遇措置を実施する。

- タイに地域統括拠点を置く製造事業者に対しては、製造事業への投資から得た純利益に対する3年間（ただし合計8年を超えない）の追加的な法人税免除。
- タイに地域統括拠点及び研究開発機関を置く製造事業者に対しては、製造事業への投資から得た純利益に対する5年間（ただし合計8年間を超えない）の追加的な法人税免除。

景気回復のための投資促進措置（告示第 4/2567 号）

「弁護士・依頼者間の秘匿特権 (英語)」グローバルガイド 第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権 (英語)」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド (無料) をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



対象産業における大規模事業への投資を促進し、タイの景気回復に拍車をかけるため、BOIはグループA1・A2・A3・A4の適格事業に対し、法人税免除期間終了後5年間における、投資から得た純利益に対する法人税の50%の追加減額措置を認める。

適格事業は、投資促進証明書発行から12か月以内の期間における、(土地代及び運転資金を除く)少なくとも10億バーツの実質投資が必要である。

[最初のページに戻る](#)

2. 豪州

オーストラリア

M&Aにおけるアーンアウト条項をめぐる最高裁判例

アーンアウトやその他の対価を繰り延べる仕組みは、非公開の会社や事業の買収において一般的なものである。このような仕組みを利用する際には、後に起こる紛争の範囲を最小化するため、ドラフトを慎重に行うべきであり、このことを近時の2つの最高裁判例が示している。

アーンアウトやその他の対価繰延の仕組みは、買主と売主の間の事業の評価額の差を埋める手段として機能し得るものである。他方で、アーンアウト等は、しばしば取引完了後に取引当事者間の紛争の源となる。公平な結果を反映するためにドラフトを行うと、複雑な条項となり、結果として将来における紛争を引き起こしてしまう可能性もある。

以下の2つのケースは、問題に対処するための法的なアプローチは異なるものの、同様のテーマ、つまり、ドラフトにおける不正確な点が、どのようにして紛争につながり得るかを示している。また、当事者はこのようなドラフトの不正確な点を有利に利用することについて慎重になるべきであることを示している。裁判所には、いかなる状況においても、妥当と考える結果を達成するために裁量権を行使する可能性があるためである。これらの判決は、いずれも上訴されており、上訴審の判断も注目される。

1. 対象会社の資産が変動する可能性がある場合のアーンアウトの支払い

Wilson v. QBT Pty Limited 事件¹では、株式売買契約における売買代金の一部が、一定の計算式に基づいて、後日支払われることとされていた。それは、対象会社が有していた合併会社 (以下、「JV」) の持分を取引実行後も保持するか否かが不明であり、対象会社の価値が不確定であったためであった。

(1) 背景

買主に売却された対象会社は、JVの株式のうち40%を保有していた。JV契約書の条項では、買主に対する売却による対象会社の支配権変更は債務不履行事由に該当し、JVの他方当事者に対し対象会社の有するJVの株式を購入する権利を与えるものとされていた。

¹ Grant Reid Wilson atf G&L Wilson Family Trust v. QBT Pty Limited [2023] NSWSC 1255.

「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを決める重要な要素となります。ペーパーマーケットンジャーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チーム及び国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



このような状況が対象会社の価値に与え得る影響に対処するため、買主は、売主に対し、売買代金の一部を後払金 ("Deferred Amount") として支払うという規定が株式売買契約書に定められた。この後払金はおよそ 400 万豪ドルと予測されていたが、(a) JV の他方当事者が対象会社の支配権変更に書面で同意し、かつ、対象会社が JV の株式を保持し続けるか、又は、(b) JV の他方当事者が同意せず、かつ、JV の株式を買い取る旨表明するかによって異なるものとされていた。この「後払金の支払日」は、(a) JV の他方当事者が書面による同意を与えた日、又は、(b) JV の他方当事者による JV 株式の買取代金の支払日のいずれか早い日から数日後とされていた。

結局、JV の他方当事者は支配権の変更に明示的に同意しなかったものの、JV の株式の買取を申し出て買取代金を支払うこともしなかったため、これらの条項はいずれも発動しなかった。対象会社は JV の株式を保持したが、JV の他方当事者の明示的な同意はなかったのである。したがって、後払金及びその支払日の定義規定を文言の通り厳格に読めば、いずれの場合分けも適用されないことになる。それゆえ、買主は、一切後払金を支払う必要がないと主張した。

(2) 判断

裁判所は、売主に有利な判決を下し、買主に後払金とその利息の支払いを命じた。

この判断は、株式売買契約の条項を修正したり、追加条項が黙示的に存在すると認定した結果によるものではない。単純に、以下の確立された原則に基づき、契約を適切に解釈して行われた判断である。「商業契約の条項の意味は、合理的なビジネスパーソンであればその条項をどのように理解するかによって決せられる。・・・契約は全体として解釈されなければならない。」

まず、裁判所は、本条項の文言は、単独で見れば明確であるように思われる、つまり、買主の主張に沿うように思われると指摘した。しかしながら、「もしあれば」 ("if any") のような修飾語なしに買主が後払金を「支払わなければならない」 ("must") とする条項や、400 万豪ドルを後払金の支払いにのみ使用される隔離された口座に支払う義務があることに照らせば、本条項の文言を契約中の他の条項と整合させることは困難であった。

これらの他の条項は、どのような場合においても一定の後払金を支払う旨当事者が企図していたことを強く示唆していた。裁判所は、買主の解釈は、「商業的に不合理な結果をもたらすことになる。・・・後払金の目的が対象会社が有している JV の株式分の価値を売主に補償することであることが明白であるにもかかわらず、JV の他方当事者から書面による同意を得た場合以外に対象会社が JV の株式を保持した場合に売主が何も受け取れないというのは、商業的に全く不合理である。」旨判断した。

裁判所は、後払金及び後払金の支払日の定義規定は、JV の他方当事者が対象会社の支配権変更に同意したか否かに関する部分を「無視」して効力を生ずべきであり、代わりに、後払金の金額と時期は、対象会社が JV の株式を保持しているかどうかによってのみ決せられるとした。この解釈は「文言からのいくばくかの逸脱」を伴うものであるが、「商業的な不合理」を防ぎ、裁判所が考える当事者における大筋の合意内容と一致するものである。

2. アーンアウトによる業績期待の差異への対応

SSABR Pty Ltd v. AMA Group Ltd 事件²では、事業譲渡契約の売買代金の一部が、取引完了後 2 年間における対象事業の利払前税引前利益 (EBIT)

² SSABR Pty Ltd v. AMA Group Ltd [2023] NSWSC 1551.

("EBIT for the Businesses for the Earn-Out Period")に基づくアーンアウト条項として定められていた。

(1) 背景

売主側は、この文言は、2年間のアーンアウト期間における EBIT の総額を指すものであると主張した。買主側は、この文言は、その期間における年間 EBIT の平均を意味するものと解釈されるべきであって、言い換えれば、売主側の請求額の半額となるべきだと主張した。

(2) 判断

裁判所は、買主に有利な判決を下し、事業譲渡契約のアーンアウト条項に「年間 EBIT の平均」となるよう文言を付け加えて修正するよう命じた。

上記の Wilson v. QBT 事件と同様に、まず、裁判所は、アーンアウト条項の文言は不明瞭ではなく、期間内の各年の EBIT の平均ではなく 2 暦年間の EBIT 総額を意味するものであると指摘した。しかしながら、裁判所は、交渉及び草案の経緯に鑑みれば、このような解釈が当事者の企図したものでないことは明らかである旨判断した。

Wilson v. QBT 事件とは異なり、これは単に解釈の問題として修正できるような誤りではなかった。契約上の文言を文字通り解釈しても不合理ではなく、別の解釈をする旨の「客観的意図」が当事者にあるかも自明ではなかったためである。

それでもなお、当事者が実際に共通して有していた意図と、その意図が書面には正確に記録されていなかったということを示す説得的な証拠があれば、裁判所は、衡平法上の問題として、契約を修正することができる。本件では、両当事者が共通して年間 EBIT の平均を基礎とするアーンアウトを意図していたことを証明する、前もって作られた基本合意書が存在していた上、この意図が事業譲渡契約の締結時まで継続していたことを示唆する証拠も存在していた。したがって、裁判所には、当事者の合意と考えられるものを正確に記録するために、年間 EBIT の平均であることを明らかにするよう契約を修正させる裁量権を行使した。

[最初のページに戻る](#)

3. 米州

米国

OECD、ICAP 統計を初めて公表

概略

2024 年 1 月 29 日、OECD は、国際的コンプライアンス確認プログラム (ICAP) に関する初めての統計を公表した。この統計は、2018 年のプログラム開始以来、2023 年 10 月までに完了した 20 件の ICAP 案件すべてを対象としている。

ICAP の背景

ICAP は OECD が 2018 年に開始した任意の手段であり、他の紛争解決手段 (APA、MAP、税務監査) を補完するものと考えられている。現在、23 の国が ICAP に参加しており、ポルトガルが 2024 年初頭に加盟し、その他の国・地域も加盟に向けて協議中である。ICAP のリスク評価では、移転価格及びその他の国際税務上のリスク (恒久的施設 (PE)、源泉徴収税、租税条約上の

特典など)の両方をカバーすることができる。ICAPの下では、税務当局は通常、納税者の直近の期間1~2期とロールフォワード期間2期を考慮する。

ICAPと他の手段の主な相違点として、納税者にとっての確実性の程度がある。ICAPは、APAやMAPのような拘束力のある合意という形で法的確実性を提供するものではない。ICAPを通じて納税者が得られるのは、参加税務当局から「一定の期間、対象リスクについて、税務当局の人的リソース等を割いて更に調査を行うことはない」と予想される」という「安心」のみである。また、このレターには制限を付することができ、税務当局を拘束するものではない。ICAPレビューの一環として、税務当局はそのような「安心」の提供を拒否し、代わりにAPAを推奨したり、税務監査を実施したりすることもある。

OECDは、ICAPの申請を希望する納税者に対し、グループ本社の税務当局に問い合わせよう呼びかけている。ICAPの申請は、年2回の締切日(3月31日又は9月30日)のいずれかまでに行う必要がある。この手続に参加するための費用は無料である。

ICAP 統計の要点

税務当局

現在ICAPに参加している税務当局は、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、コロンビア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、シンガポール、スペイン、英国、米国である。ICAP手続は、米国との取引がある納税者に、米国と条約を結んでいない国(例えば、アルゼンチン、コロンビア、シンガポール)と多国間ベースで取引する機会を提供する有益なものである。

ICAP手続では、最低3か国の参加が義務付けられている。OECDによれば、1回のICAPレビューに参加する最適な国数は4~8か国である。実際には、20件のICAPケースに関与した税務当局の平均数は5つであり、最も多いケースでは、9つの税務当局が関与している。

ICAP リスク評価の対象となるリスク分野

前述の通り、ICAPは広範な国際税務リスクに対応するのに適しており、ICAP税務当局に代わって納税者のクロスボーダー取引、国際的バリューチェーン、税務政策を理解する必要がある。

OECDの統計によれば、ICAPでは主に5つの主要な国際税務リスク分野(有形財、無形資産、サービス、金融取引、PE)に焦点が当てられているが、その他のリスク分野も限られたケースで取り上げられている。ICAPのリスク評価に国際取引やリスク分野を含めるかどうかの判断は個別に行われ、例えば、取引が既にAPAでカバーされているかどうか、取引の複雑さ、取引の重要性などに左右される可能性がある。

これら5つの主要なリスク分野の中で、PE案件が最も高い割合で低リスクと評価された。具体的には、PE案件の95%が低リスクと評価され、次いで有形財取引の90%、サービス取引の88%、金融取引の76%、無形資産取引の75%が低リスクと評価された。

ICAP リスク評価の結果

ICAPでは、参加する税務当局が各リスク分野を検討し、低リスクか否かを評価する。税務当局が、リスク評価の対象とすべき期間において追加的な質問が予想されないと結論づけた取引は、低リスクとみなされる。この結論は、該当する税務当局による協議や課せられる条件に従い、後続の期間に繰り越

することができる。一方、税務当局が必要なレベルの「安心」を得られない場合、その取引は低リスクではないとみなされるが、この評価は必ずしも追加の質問が行われることを意味するものではない。

ICAP が完了したケース（20 件）のうち 40%（8 件）では、リスク評価の範囲に含まれていた主な対象リスク領域がすべて低リスクという結果であった。さらに他の 40%（8 件）の納税者は、低リスクではないと判断された 1～2 分野を除き、対象リスク分野について主に低リスクの評価結果を得ている。つまり、20 件の ICAP ケースのうち、3 つ以上のリスク領域で低リスクでないとの査定を受けた納税者は 4 件（20%）だけであった。

ICAP 内での問題解決

税務当局が、対象取引について追加調査を要しないと結論付けることができない場合において、ICAP 手続において問題解決を図ることができる。この問題解決手続においては、納税者と税務当局との間で、潜在的な税額調整も含め、対象取引の税務処理について合意を結ぶことができる。完了した ICAP 案件の 32%において、税務当局がリスク評価中に少なくとも 1 つの問題を特定し、ICAP の問題解決手続が潜在的な紛争を解決するために利用され、納税者が当該案件における監査及び MAP を避けるのに役立った。

所用期間

ICAP の手続には、選考、リスク評価、結果の 3 段階がある。この手続全体は、28～52 週間を目標期間としているが、問題の複雑さによって変動する可能性があり、リスク評価は 20～36 週間を目標としている。統計が示すように、全体での開始から終了までの平均期間は 61 週間とかなり長く、リスク評価の手続は平均 42 週間以上であった。OECD は、この遅れの一因として、COVID-19 の影響と、期間の中に問題解決手続が含まれていることを挙げている。興味深いことに、関与する税務当局の数によって手続の各段階にかかる時間にばらつきがあるものの、関与する税務当局の数が多いからといって、必ずしも税務当局の数が少ない ICAP 案件よりも時間がかかるとは限らない。

概括

OECD の統計は、全体として、ICAP が関連者間取引に関して納税者に一定の確実性を提供できるという点で、ICAP に肯定的な傾向を示している。確かに、すべて、あるいはほとんどの取引（特にサービスや有形財の取引に関して）が定型的なものである納税者にとって、ICAP は、長期化する複数法域間の紛争を回避し、ともすれば二重課税のリスクを回避するための有効な手段であるように思われる。同様に、PE による課税リスクを有する納税者は、参加国との ICAP を通じて潜在的な PE リスクを解決することにより、大きな恩恵を受ける可能性が高い。

金融取引と知的財産取引が低リスクとする評価が最も少なかったことは驚くに値しない。したがって、評価困難な無形資産取引（特定無形資産取引）を含む無形資産取引や金融取引に従事する納税者は、ICAP を魅力的なプロセスとは感じないかもしれない。

より定型的な取引であっても、ICAP の結果は税務当局を拘束するものではないことから、ICAP を通じて長期的な紛争を確実に回避できるわけではない。とはいえ、OECD は、ICAP が納税者にある程度の「実務的な確実性」を提供できることを強調しており、特に、一部の税務当局は、低リスク査定の価値を認める国内措置を導入している。ICAP 手続に参加するすべての税務当局がこのような措置を取るよう奨励することは、特に税務当局が ICAP 手続のさらなる利用を奨励するという観点から、有益である。

ICAP 統計から明らかでないのは、非低リスクと判断された取引の性質である。言い換えれば、これらの統計で示された 20 件が、本当に典型的な関連者間取引を反映しているのか、あるいは、より定型的・低リスクな取引として予め選択されたものかを知ることは困難である。情報共有に限界はつきものだが、統計の基礎となる取引の性質・種類に関して追加的に詳細が提供されなければ、ICAP 手続が全ての納税者にとって合理的な紛争解決手続となるかどうかを十分に分析することは難しい。

リスクの検討と評価に関しては、何が「低リスク」で何が「非低リスク」か、という点について、税務当局間で大きく整合性がとれていることが統計から示されている（例えば、ある特定の主要リスク分野のリスク評価の約 90%において、その分野が低リスクではないと結論づけた税務当局がゼロ、又は 1~2 のみであった）。さらに、32%のケースにおいて、税務当局は ICAP の手続内で問題解決手続を通じて問題を解決することができ、別途の問い合わせの必要性を回避することができた。これらの事実は、多地域間の紛争や MAP の回避という点で、ICAP の有効性を裏付けるものである。

同様に、平均所要期間は予想よりも長かったものの、税務当局が移転価格や国際税務の問題を分析するために、納税者とともに協力するこの手続が新しいものであることを考えれば、驚くには値しない。この期間は、納税者が MAP（国内解決手続を含む）や APA を通じて問題を解決する際に通常より長い期間がかかることと比べると、確かに魅力的である。

全体として、この統計を肯定的なものとして捉えることができ、ICAP が納税者にとって、特に定型的な取引を主としている場合、多国間移転価格や国際税務の問題を事前に解決するための、潜在的に実行可能で価値のある手段であることを示していると考えられる。しかし、このような納税者は、参加税務当局と相当量の情報を共有する覚悟が必要であり、MAP や APA を通じて得られる法的確実性という見返りを得ることはできない。加えて、知的財産取引、金融取引、その他「よりリスクの高い」取引に関与している納税者にとっては、ICAP は問題解決のための最良の手段ではないかもしれない。納税者は、潜在的又は既存の移転価格紛争を解決するために利用可能な様々な手段を引き続き注意深く検討すべきであり、ICAP、APA、MAP などの紛争解決手段へのアクセスを拡大する税務当局の努力は高く評価されるべきである。

[最初のページに戻る](#)

米国

内国歳入庁が新たな移転価格イニシアティブを発表

概略

2023 年 10 月 20 日、内国歳入庁（Internal Revenue Service、以下、「IRS」）は米国内で販売活動を行う大規模な外資系多国籍企業（本稿における「外資系企業」や「インバウンド企業」とは、米国から見た場合をいう）の移転価格コンプライアンスを対象とする移転価格イニシアティブを発表した。かかるイニシアティブは、多くのインバウンド企業が、不適切な移転価格設定による不公正な取引を米国内で行っていること、及び IRS がこのような取引をコンプライアンス・アラートの発行を通じて取り締まることを示唆している。IRS は、既に 2023 年 11 月中旬までに、外資系の販売会社に対して 180 通の自発的コンプライアンス・レターを送付している。IRS が 2022 年インフレ削減法に基づいて今年度数百億米ドルの予算を受け取る予定であり、また、連邦税の徴収を強化すべき圧力があることを考慮すれば、このイニシアティブの執行は今後強化されると予想される。

推奨される納税者の対応

同イニシアティブに対して米国で事業を展開する企業が採るべき対応は以下の通りである。

- 米国子会社が IRS からコンプライアンス・アラート³を受け取った場合には、これを軽視せずに IRS の手続に従う必要がある。本アラートの送付自体は調査ではないものの、これは将来調査が行われる可能性が高いことを示すため、IRS に提供する情報には細心の注意を払う必要がある。
- コンプライアンス・アラートを受けとった場合には、その後、広範な移転価格調査を受けることが十分予想される。一般的に、過去に移転価格調査を受けた企業が対象となることが多いため、過去に販売活動に関する調査を受けた企業は、前回調査以降のコンプライアンスへの取組や、移転価格文書等の見直しをしておく必要がある。
- インバウンド企業にとって、移転価格文書化のみならず、Form 5472 などの様々な税務申告書、グループ内契約書、社内ポリシー及びその他のサポート資料となり得る文書の適切な作成・保管は、自らの税務ポジションを立証する上で重要となる。
- 大きな若しくは継続的な損失を計上している、又は低マージンしか得ていないインバウンド企業は、米国における進行年度の課税所得を増加させるために必要な移転価格上の調整をするか⁴、又は現状の移転価格算定方法の裏付けを強化する必要がある。また、納税者は、より深刻な場合には自発的な修正申告も検討する必要がある。特に米国の販売子会社の広告・マーケティング活動により無形資産が創出されているとみなされる可能性がある場合には、最新の注意をもってロールバックを含む APA の活用を含む対応策を検討しなくてはならない。
- 関連者間で取り決められた移転価格ポリシーが正確に適用されているかは、IRS の調査においてこれまで以上に重要視されてきている。例えば、販売事業を含む複数のビジネスを展開している場合、セグメント損益の裏付けを強化することが重要となる。これには、米国内の費用の配賦基準などが含まれる。最近の事例に基づけば、IRS は関連者取引の構造、契約書及び税務当局への提出資料等を精査し、それを移転価格文書と照合することが予想される。
- アラートの送付対象に選ばれた場合、IRS はそこから得た情報の分析に新たなリソース及びデータ解析を活用すると考えられる。IRS はそこから、調査対象の選択基準を改善し、より効果的な調査につながるプロセスや手順を開発し、標準化された調査ガイド及び資料依頼書を作成するであろう。データ解析の時代である現在、納税者は、IRS に提供することが適切でないものも含め、相当量の資料依頼書を受けとることを予測すべきである。またインバウンド企業は、調査における秘匿特権も意識しておく必要がある。IRS は移転価格文書の作成を秘匿特権の対象とは扱っていないものの、その他の多くの不当な提出依頼資料は秘匿特権により提出を拒める可能性がある。納税者にとっては、訴訟のリスクに鑑み税務当局と共有する資料を戦略的に検討する必要がある。

小括

IRS は、近年の移転価格訴訟において、納税者の移転価格文書を通して、その背後にある契約や商行為に目を向けてその主張を展開し、勝訴している。

³レター-6607 や 6608 等。Voluntary compliance letters | Internal Revenue Service (irs.gov)

⁴ 米国財務省規則§1.482-1(a)(3)。米国では通常、一定の条件を満たさない限り、米国における課税所得を減少させる移転価格に係る自主的な修正を認めていないが、米国の課税所得を増加させる移転価格に係る修正は認められている。

このような有利な先例を得た IRS は、調査のための予算が強化されたことで、調査対象を拡大する可能性が高い。日系多国籍企業の場合、事前確認（APA）を活用している会社も少なくないが、APA に慣れてしまいコンプライアンス対応が疎かになっている企業も多く見受けられる。APA 対象外取引を抱える企業や移転価格文書のみで対応している企業で、赤字や低マージンの米国事業を有している場合、コンプライアンス・アラート及びその後の移転価格調査に備えて、グループ内契約書、社内ポリシー及びその他のサポート資料（切り出し損益、赤字の理由を説明した資料等）を予め準備しておくことが強く推奨される。

[最初のページに戻る](#)

カナダ

集団訴訟の新たな類型を創設する競争法改正案が成立する見通し

カナダ政府は、カナダの競争法及び競争政策の近代化を進めており、法案 C-59 に含まれる、私人のアクセスに関する規定の改正案もその 1 つであり、2024 年上半期に法律として成立する見通しである。この改正案が原案の通り採択されれば、集団訴訟の新たな類型が導入され、私人が私訴を提起できる行為の範囲を拡大し、また、私訴を提起するために競争審判所（以下、「審判所」）から許可を得る際の負担を軽減するとともに、利益吐戻し型の救済を創設するものである。この改正案により、審判所への私訴の申立件数が増加し、企業にとって新たな訴訟リスクが生じることが予想される。

私人のアクセスに関する枠組みの重要な改正点は次の通りである。なお、新たな集団訴訟制度の導入を含む一部の改正は、法案 C-59 が成立した 1 年後まで施行されない。

私法行為に関する新しい集団訴訟

法案 C-59 により、審判所が私法行為に対し金銭的救済を命じることが初めて認められる。具体的には、私人である申立人は、反競争的行為に由来する利益の価値の返還を求めることができ、これは申立人と当該行為によって影響を受けた他の者との間で分配されることになる。現在の法案の通り可決されれば、既存の集団訴訟制度とは別に、新たな集団的救済制度が創設されることになる。現行の集団訴訟制度においては、申立人は、共謀、談合、刑事罰の対象となる欺罔的マーケティングを含む、犯罪行為を主張する訴訟しか提起できない。私法行為に対する金銭的救済及び集団訴訟権を導入することで、審判所への私訴の申立件数の増加が見込まれる。しかしながら、金銭的救済が限定的な範囲であり、またフリーライドの可能性もあるため、新しい集団訴訟が商業的又は訴訟的な戦略の一環として利用されるかは現時点では不明である。

私人のアクセス権の民事合意及び欺罔的マーケティングへの対象範囲拡大

現在、私訴を提起できるのは、取引拒絶（2002 年以降）、価格維持（2009 年以降）、独占的取引、抱き合わせ販売及び市場制限（2002 年以降）、優越的地位の乱用条項（2022 年 6 月以降）の場合のみである。法案 C-59 が成立することで、審判所からの許可を得た上で、競争法の民事合意及び欺罔的マーケティングに関する規定に定める行為についても、私訴を提起することができるようになる。現在、民事合意に関する規定は、市場における競争を実質的に制限又は減少させた競争者の間での合意に適用されるが、非競争者が関与する反競争的な合意にも適用されるようになる。欺罔的マーケティングに関する規定は、虚偽若しくは誤解を招く表示（特にグリーンウォッシングを明確に禁止する）、十分かつ適切な試験に基づかない主張、誤導的な保

証、ドリッププライシング、通常販売価格、バーゲン価格、おとり商法、広告価格を上回る価格での販売及び販促コンテストに適用される。

金銭的救済を分配するための新たな権限

法案 C-59 により、審判所は、新たな集団訴訟において命じられる金銭的救済の条件を決定することができるという強力な権限を得ることになる。特に、審判所は、支払いの管理方法の指定、支払いを促進する管理者の任命、金銭的救済の支払いを命じられた者に管理費用及び管理者の報酬を支払うよう命じること、潜在的な請求者への通知を要求すること、請求を行う時期・方法の指定、請求者となるための条件の指定、並びに未請求又は未分配の金額の処理方法の決定を行うことが認められる。かかる改正により、審判所は、クラスアクションにおける裁判所と同様の、広範な手続的権限を得ることになるが、現在の改正案にはセーフガードは定められていない。

私訴を提起するために審判所から得る許可基準の引下げ

私訴申立人は、審判所から許可を得た場合にのみ、民事行為についての私訴を提起することができる。現在、この許可を得るための法的な基準は、当該反競争的行為により申立人の事業が直接かつ実質的に影響を受けたことであり、この事業への実質的な影響の有無は、事業全体を基準として判断されている。審判所は、しばしば、問題となっている行為によって申立人の事業全体が直接的かつ実質的な影響を受けたことを、申立人が立証できていないことを理由に許可申立てを棄却してきた。

法案 C-59 は、この許可基準を改正し、取引拒絶、独占的取引、抱き合わせ販売及び市場制限、優越的地位の濫用、民事合意に関する規定に基づく行為については、①申立人の事業の全部若しくは一部が、当該行為により直接的かつ実質的に影響を受ける場合、又は②許可することが公益に適う場合に、審判所は許可することができるようになる。欺罔的マーケティングについては、審判所は、公益に適う場合にのみ許可することができる。この公益に基づく許可審査は、カナダの競争法において新しく導入された概念であり、審判所による判断が集積されるまで、不確実性が生じることが見込まれる。

今後の課題

法案 C-59 により、カナダにおいて確立されたクラスアクション制度とは別の、新たな集団訴訟の権利が創設されることになる。この新しい集団訴訟の権利に関しては、クラス認可、集団全体での免責、裁判所主導の和解のような、カナダのクラスアクション法制により確立された保護や要件がない点が懸念される。新たな集団訴訟制度と既存のクラスアクション制度との間にどのような実務的・手続的な違いがあるのかについては現時点では明らかではなく、審判所及び裁判所によるガイダンスが求められる。また、審判所が、既存のクラスアクション制度における裁判所と同様の、広範な手続上及びケース管理上の権限を有することになるのか、あるいは、原告に生じた損害を基礎に賠償するという従来の取扱いとは異なる、吐戻し型の金銭的救済が利用できることが、原被告の訴訟・和解戦略にどのような影響を与えるのかといった点については、改正法施行後の実務が注目される。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

オランダ

新投資審査法による投資規制対象の拡大

オランダは、ヨーロッパにおける最もオープンな経済圏の1つであるが、外国直接投資（以下、「FDI」）審査強化を推進する EU の方針に沿って、オラ

ンダでも FDI 審査制度が創設されることとなり、2023 年 6 月 1 日、投資・M&A の安全保障審査に関する新法（以下、「Vifo 法」）が施行された。

Vifo 法は、オランダの国家安全保障に不可欠とみなされる多くの業種における幅広い取引及び機微技術の分野に携わる会社やビジネス・キャンパス運営者に関する取引を対象とする。そして、対象取引を行う場合、オランダ経済気候省の管轄するオランダ投資審査局（以下、「BTI」）に対する届出が義務とされ、当該届出に対する最終的な判断は経済気候大臣（以下、「大臣」）によりなされる。この届出は投資家の国籍に関係なく、対象となる全ての取引について必要である。

Vifo 法に関して議論を呼んだ特徴は、2020 年 9 月 8 日以降、同法施行以前に効力発生した取引についても遡及的に審査し得るとされたことであり、これは Vifo 法施行から 8 か月間適用された。現時点では、この遡及的審査権限に基づき、同法施行以前に行われた Nexperia（中国の Wingtech Technology が所有）によるオランダ半導体企業 Nowi の買収の審査の検討を行ったことが知られている。2023 年 11 月 27 日、半導体関連の取引について遡及的審査はできない旨公式発表されたことは大きな驚きではなかったが、Vifo 法施行後に行われる半導体関連取引については届出義務が課され、厳格な審査の対象となる可能性がある。

Vifo 法は、電気通信、電力、ガス分野に関連する業種別規制を補完するものである。現在、これらの規制範囲に含まれていないその他の活動や業種についても、議会立法手続又は Vifo 法に基づく省令により、追加される可能性がある。以下、同法の適用範囲、審査のプロセス、実際の運用状況について詳述する。

適用範囲

1. 対象取引

まず、Vifo 法が適用されるためには、対象事業の活動がオランダで行われていることを要する。これは、対象事業の方針がオランダで決定されるか、又はその経済活動がオランダで実施されるような状況を含むとされている。したがって、オランダにおける販売活動又は資産があれば、届出義務の対象となる。対象事業の法的形態や、対象事業グループ組織内の位置づけ、登録事務所の所在地は無関係であり、前述のように投資家の国籍も無関係である。

同法は、適用対象となる事業活動を以下の 3 種類に分類する。

- ① オランダ国内において不可欠なサービスの提供者
- ② 機微技術を扱う企業
- ③ ビジネス・キャンパスの運営者

①の分類は、そのサービスが円滑に運営されなければ国内で深刻な社会的混乱につながるような、重要なサービスを提供する者、又はその重要な資産をいう。以下、現時点で規定されているサービスと事業者の例である。

- 地区暖房：地区暖房の輸送
- 原子力エネルギー：オランダ原子力エネルギー法に基づく認可保有者、又は同法に基づく秘密保持義務の対象となる全ての事業者
- 天然ガス採掘：フローニンゲン・ガス田又は GasTerra における天然ガス採掘の認可保有者（前者について、現在は NAM）

- 天然ガス貯蔵：ガス法に 9a 条に基づく天然ガス貯蔵許可の保有者又は地下 100 メートル超におけるすべての物質（例えば二酸化炭素）の貯蔵施設
- アムステルダム空港：(1) Royal Schiphol Group NV（空港所有・管理会社）又はそのグループ会社、(2) 年間発着枠の 3 分の 1 以上を保有する航空会社（現在は KLM オランダ航空）、(3) 燃料の供給、貯蔵、加工に従事する会社
- ロッテルダム港：ロッテルダム港庁の港長局
- 信用機関：オランダに本店を置く銀行であって、金融機関の健全性規則に関する法令第 17 条 d(a)及び欧州中央銀行（ECB）についての EU 議会規則第 6 条 4 項（No.1024/2013、2013 年 10 月 15 日）により重要とみなされるもの。すなわち、以下の基準のいずれかを満たすものをいう。
 - 資産総額 300 億ユーロ超
 - オランダ国内総生産に対する総資産の比率が 20%超（ただし、資産総額 50 億ユーロ未満である場合を除く）
 - 国内管轄当局により、当該信用機関が国内経済に重要な関連性を有するとみなす旨の通告があり、さらに ECB が当該信用機関のバランスシート評価を含む独自の総合評価に従って、その重要性を認める決定をした場合

②の分類は、対象が限定されていないため、範囲がより広いといえる。この分類では、機微技術において"active"な事業が含まれるが、Vifo 法は"active"の定義を定めておらず、実務では不明確性が残る。Vifo 法によれば、「機微技術」とは以下のものをいう。

- 輸出規制のための域内ルールを定める EU 規則（No.2021/821）の付則 I 記載の軍民両用品
- EU 共通軍事品目リストに記載されている軍用品
- 量子技術、光通信技術、半導体技術、及び「高保証」('high assurance') 製品（これらは省令で「高機微技術」('highly sensitive technology')と定義されている)

一方、③の分類は具体的である。長い間、これは政府の立法案には含まれていなかったが、数年前にアイントホーフェンのハイテク・キャンパス（フリリップスや ASML などの企業が設立された場所）が、シンガポールの国営企業に売却されたことにより、国民の不満が爆発したことをきっかけに、国会での議論と修正案の提出を経て、ビジネス・キャンパスの運営者も対象となった。具体的には、複数企業が運営する財産を管理し、オランダにとって経済的・戦略的に重要な技術やその適用につき官民が協働する事業と定義される。

2. 関連事項

Vifo 法は、適用範囲の修正を認めており、EU の他の法域と同様に、対象事業活動が今後追加されると見込まれる。基本的に、法的構成や分類（M&A、合併など）に関係なく、オランダにおける関連事業活動に対する支配権の直接的又は間接的、事実上又は実質的な変更をもたらすすべての取引が届出義務の対象となる。「支配」の概念は、EU 及びオランダの競争法から借用したものである。これは基本的に、持株比率に基づくか否かにかかわらず、対象事業に対し、直接的又は間接的に決定的な影響力を行使する能力を意味し、上記の 3 分類全てに適用される。

ただし、「高機微技術」に関わる企業については、支配権の場合よりも適用基準が低くなっており、「重要な影響力」を得るか、又はその増加で足りる。「重要な影響力」は、議決権の10%、20%、25%を行使できる場合、又は1人以上の取締役を選解任する権利がある場合に認められる。さらに、これらの段階の間で増加があった場合（出資の拡大等）、複数回の届出義務が生じる。このように規定された理由として、高感度技術については、関連企業にスタートアップ企業、スケールアップ企業、その他の定期的に資本を必要とする比較的小規模な企業が含まれる可能性がある点が挙げられる。

最後に、Vifo法及び関連規則は、グループ内での組織再編を、届出対象から明確に除外していない。ただしは、組織再編が純粋に内部的なものである場合であって、(1)最終的な支配者に変更がなく、(2)最終的な受益者にも変更がなく、(3)第三者投資家が関与しない場合、BTIが審査を行う可能性は低い。

審査プロセス

1. 届出

ある取引がVifo法の適用対象である場合、事業者はBTIに対し、届出を行う義務を負う。届出により、当事者は最終決定が出るか、審査期間が経過するまで取引を完了することができないという効果が生じる。もっとも、公開買付けに関する特則に加えて、例えば、取引が適時に実施されない場合、経済的、物理的、社会的な損害や財務的不安が生じる（例えば、対象事業の破産が差し迫っている場合など）リスクがあるというような場合、申請によりこの取引停止義務の免除が認められうる。そして、対象取引について届出を怠った場合や、承認を得る前に当該取引を実施した場合には、職権審査や差止命令、関連事業の売上高の最高10%という多額の行政罰を受ける可能性がある。

Vifo法が、届出を買取者と事業者の双方に義務付けていることは、珍しいといえる。このように規定した根拠は、対象事業が厳格な守秘義務を負っており、投資家が直接関与せずに、事業者がBTIと直接かつ双方向で対話することが必要な場合が十分にあり得るからである。しかし、実際には、買取者が率先して届出を行うのが通常である。

届出は、大臣が定めた様式に沿ってなされることを要する。この届出においては、取引形態、当事者（親会社も含む）やその所在地、事業内容、政府との関係などに関して、広範な開示が求められる。届出があると、BTIは当該取引を審査し、関連する省庁その他の政府機関と調整し（情報機関、消費者市場庁など）、その見解について確認する。

届出前におけるBTIとの協議は義務付けられていない（EU合併規則に基づく欧州委員会との協議とは対照的である）。しかし、実務においては、BTIは、実体的な問題だけでなく、管轄権に関する問題についても、非公式に関与することに積極的である。特に、実質的に複雑化する可能性のある取引に関しては、正式な届出の前に協議を経ることは、当事者にとって有益である。もっとも、比較的新しい機関であるBTIは、案件ごとに経験を積んでいるところであり、運用が確立されているとはいえないため、取引スケジュールへの影響を予測することは難しい。

2. 審査期間

届出後の法定審査期間は、第1段階の審査について最長8週間、さらに詳細な調査が必要な場合、第2段階の審査についてはさらに8週間以内に行われることとなっている。BTIは審査期間を停止する効果を持つ追加情報請求により、十分な回答が得られるまでの間、審査期間を一時的に停止することができる。実務においては、明らかな実質的リスクがない場合であっても、届出後に何度も追加情報請求を受ける場合があり、事実上の審査期間延長につながりうる。さらに、審査のため追加的な時間や追加的な情報が必要な場合

には、各段階における延長を合わせて、合計で最大6か月まで延長できるとなっている。

また、関連する買収者が、EUのFDI規制対象となるようなEU域外の投資家である場合は、さらに最大3か月延長される。この場合、欧州委員会及び他の加盟国のFDI当局に届出を共有し、それに対する意見や見解を求めることができる。なお、EU域外の投資家に関与している場合、BTIはEU FDI規制の下で当事者に対し、Form Bによる届出を英語で作成するよう要請する。

3. 目的

Vifo法の主な目的は次の3点である。

- 国内の重要なサービス提供に支障がないこと
- 機微技術に関する知識の維持と保護
- 望ましくない戦略的依存関係構築の回避

このような目的から、BTIはオランダの国家安全保障に対するリスクの有無を特定しようと試みている。判断に当たっては、以下のような種々の要素が考慮される。

- 投資家の事業所有構造と関係
- 対象事業と同じ分類のものを含む投資実績
- 投資家の犯罪歴（該当する場合）
- 投資家の出身国・地域における安定性と安全性
- 制裁制度の関連性（すなわち、投資家が国際連合憲章第7章のような、国内法又は国際法上の制裁、及びその他の地政学的要因に基づく制限措置の直接的又は間接的な対象であるかどうか）

4. その他の留意事項

EU FDI規則第6条に基づき、欧州委員会及び他加盟国のFDI当局と届出が共有される場合、BTIはこれらの機関から実質的な意見を受けうる。その場合、BTIと大臣はその意見を十分に考慮する必要があるが、最終的な決定は大臣の裁量に委ねられる。

国家安全保障リスク評価の完了後、大臣は、当該投資を無条件で許可するか、又は何らかの条件を付した上で（追加的なセキュリティ要件等）許可するかを決定しなければならない。国家安全保障上のリスクが改善されない場合、大臣はその取引を禁止する決定を下すことができ、このような決定は司法審査の対象となる。

Vifo法は、例外的な状況において、既に届出を経て取引が開始された後であっても、当該取引を再評価することができるように定めている。このような再評価は、国家安全保障に対する重大なリスクの脅威が認識された場合に可能となる（経済的、社会的、物理的な影響を伴う社会的混乱、又はオランダの主権に対する直接かつ現実的な脅威の増大等）。この場合、大臣は遅くともこれらのリスクが明らかになってから6か月以内にこれを行わなければならない。

実際の運用状況

Vifo法施行後数か月経過時点において、BTIは、届出にかかる取引をさらに詳細に審査するようになっている。

情報提供の内容としては、最終的な受益者や外国国家所有権と、それらの関与、公的地位、既存の制裁規制の遵守、犯罪歴、破産歴、個人情報保護違反、過去5年間の世界中での買収活動などに関する詳細な情報が要求され、広範囲で負担の重いものとなっている。さらに状況によっては、支配権を持たない受動的な投資家であっても、このような情報提供の対象となりうる。この点についてBTIの関心事は、国籍自体に高リスクがある非支配当事者が潜在的にもつ実質的権利を特定することにある。このような運用によって、関与する活動や投資家自身に関して明らかにリスクが高いといえない取引であっても、審査スケジュールが予測不可能なものとなっている。度々の追加情報請求により第1段階の審査が長引いている場合でも、BTIが、第1段階審査を最長6か月まで延長する意向を示すことは、珍しいことではない。さらに、EU加盟国の当局は、審査中の取引について、EUのFDI規則に基づく正式な意見交換のルートがなくなった場合であっても、当該取引について内密に話し合う傾向がある。

Vifo法（及び業種別規制）に基づく決定が公表されないことは、法的確実性が保障されないことの一因となっているが、BTIとのやり取りは専門的で実用的であり、透明性が高い。更に法的確実性を高めるには、BTIの審査プロセスについて情報を共有し、たとえばグループ内再編の取扱いや、機微技術において"active"であることの意義などについて、ガイダンスが求められる。

オランダへの投資を検討している投資家は、少なくとも取引の確実性や時間軸に与える影響という観点から、オランダのVifo法に基づく届出の必要性及びその影響について、できるだけ早い段階で検討することが望ましい。また、届出が必要となる場合には、審査機関による審査を促進するため、取引関連当事者について、その所在地、過去の取引履歴及び政府機関との関係に関する包括的かつ最新の情報詳細を確認しておくことが理想的である。

[最初のページに戻る](#)

5. ESG / Sustainability

オーストラリア

公正労働法案の連邦議会における可決

オーストラリア連邦議会において、2024年2月12日、非正規雇用者やギグワーカーに関する労働法上の保護を高めるための（抜け道の封鎖（closing loopholes）のための）公正労働法改正案（以下、「本改正案」）が可決された。

本改正案には、例えば、次のような内容が含まれる。

- カジュアルワーカーへの該当性において、労働契約の内容（労働契約において合意された一定の役務内容を継続的かつ期限の定めなく提供することに関する明確な合意の有無）だけでなく、従業員が役務提供を拒否できるかや、将来における継続的な役務提供の合理的見込みの有無、フルタイム・パートタイム従業員と同等の提供の有無などの実態を総合考慮すること。
- 12か月以上継続雇用されたカジュアルワーカーであって、その就労実態が上述の基準からカジュアルワーカーへの該当性要件を満たさない者に対して、無期転換の申込権を与えること。
- ギグワーカーの労働者性の判断において、前述のカジュアルワーカーへの該当性の判断と同様に、契約書の内容に加えて業務提供の実態を総合考慮すること（ただし、一定金額以上の報酬を受け取っている者についてはオプトアウトされ得る）。

- ギグワーカーその他のデジタル労働プラットフォーム（digital labour platform）での業務提供者に対して、労働者に対するものと類似した公正労働委員会による保護を提供すること。

本改正案は、Royal Assent（連邦総督裁可）後に一定の猶予期間（6か月程度と思われる）を経て順次発効することになる。豪州においてカジュアルワーカーやギグワーカーを雇用する事業者の労務管理に相応の影響を与え得るため、豪州で事業を行う日本企業においても対応の要否の検討が必要と思われる。

[最初のページに戻る](#)

アラブ首長国連邦

プラスチック製品を含む使い捨て製品の規制の発効

概要

アラブ首長国連邦（UAE）のドバイ首長会議では、2023年12月30日、ドバイ首長国における使い捨てバックの使用削減を義務付けた2022年8月13日付ドバイ首長会議決定2022年第52号（以下、「旧決定」）を支持し、ドバイ首長国における使い捨て製品の使用を規制する2023年ドバイ首長会議決定第124号（以下、「本決定」）を発表した。

本決定は2023年12月31日に官報に掲載され、2024年1月1日に発効した。

本決定の目的は、持続可能で環境に優しい行動をとることを奨励し、地域経済において持続可能な方法で素材や製品を再利用することを目指す循環経済の原則に沿い、使い捨てバックに代わる持続可能な選択肢を提供するよう民間セクターや地域市場に奨励することにある。

決定内容の要旨

旧決定では、使い捨てバックを「生分解性か否かを問わず、プラスチック製、又は紙や植物性の素材で構成された容器で、厚さが57マイクロメートル未満のもので、商品の運搬や輸送に使用されるもの」と定義していた。

本決定は、規制対象が旧決定で定義された使い捨てバックに限定されるものではなく、その他使い捨てプラスチック製品やプラスチック以外の使い捨て製品にも広く適用される。

両決定は、ドバイ首長国、特別開発区、ドバイ国際金融センターを含むフリーゾーンにおいて、輸入、販売、販売目的の陳列、配布を行う使い捨て製品（使い捨てバックを含む）の販売者及び消費者に適用される。

決定内容の詳細

本決定の目的は、リサイクル素材の使用を促進し、持続可能な開発の達成におけるその重要性を強調することである。さらに、本決定は、地域経済における材料や製品の持続可能な再利用を目指す循環型経済の原則に沿って、多用途製品を提供するよう民間部門や地域市場の意欲を高め、使い捨て材料やプラスチック製品の消費やリサイクルを規制することを目的としている。

1. 使い捨て製品

本決定では、「使い捨て製品」とは、その素材にかかわらず、廃棄又はリサイクルされる前に一度だけ使用することを目的とした製品と定義されている。これには、使い捨てプラスチック製品、プラスチック以外の使い捨て製品の他、食品宅配パッケージ、青果物の包装、厚手のビニール袋、プラスチック容器、食品包装、ペットボトル、スナック袋、タバコの吸い殻、ウェットティッシュ、風船、風船棒など、部分的又は全体的にプラスチックを材料として製造された包装材料も含まれる。

旧決定では、ドバイの自治体に対し、社会の人々に使い捨てバックの使用を減らすよう促す啓発キャンペーンを組織し、そのような使い捨てバックの販売業者に対し、その使用を減らし、持続可能な代替品を提供することを目的としたプロジェクト、イニシアティブ、プログラムの支援に貢献するよう促すという重要な役割が課された。

ドバイ首長国のすべてのスーパーマーケット、店舗、その他の店舗で商品を購入する際、使い捨てバックを使用すると、25 フィルスが課される。使い捨てバックの価格は販売者が直接徴収するが、使い捨てバックの価格から発生する収益は、ドバイ自治体とのパートナーシップによる環境プロジェクトの資金調達に使用される。

本決定により、ドバイ市は、プラスチック素材や使い捨て製品の使用を減らすよう地域住民を教育し、奨励することを目的とした啓発キャンペーンを組織し、その使用を減らし、代わりに複数回使用できる製品を提供することを目的としたプロジェクト、イニシアティブ、プログラムを支援するために貢献するよう業者に奨励する役割を担っている。

2. 使い捨てプラスチック製品

本決定によると、「使い捨てプラスチック製品」とは、一部又は全部がプラスチック材料から製造され、廃棄又はリサイクルされる前に一度だけ使用することを目的とした製品と定義されており、使い捨てのバック、食品配送容器、青果物包装容器などが含まれる、プラスチック容器、かき混ぜ器、使い捨てのテーブルカバー、発泡スチロール製のカップや食品容器、プラスチック製ストロー、綿棒、使い捨てのプラスチック製皿、プラスチック製食品容器、使い捨てのプラスチック製カトラリー（スプーン、フォーク、ナイフ、ストローを含む）、使い捨ての軽食用カップとそのプラスチック製カバーなどである。

3. 段階的禁止

本決定は、以下の使い捨て製品の輸入、販売、販売目的の陳列、無料配布を段階的に禁止している：

- 2024年1月1日から規制：レジ袋
- 2024年6月1日から規制：使い捨てバックを含む、プラスチック以外の使い捨て製品（本決定では、プラスチック以外の使い捨て製品とは「プラスチック以外のすべての製品で、廃棄又はリサイクルされる前に一度だけ使用するために準備され、使い捨てバックを含む」と定義されている）。
- 2025年1月1日から規制：使い捨てスターラー、使い捨てテーブルカバー、発泡スチロール製のカップと食品容器、使い捨てロリポップ、使い捨て綿棒を含む使い捨てプラスチック製品。
- 2026年1月1日から規制：使い捨てプラスチック製皿、使い捨てテーブルカバー、使い捨てプラスチック製カトラリー、使い捨てリフレッシュ

メントカップとそのプラスチックカバーを含む使い捨てプラスチック製品。

但し、以下の製品は上記の規制から除外される。

- 肉、魚、野菜、果物、穀物、パンの包装に使用される薄いロール状の袋、及びゴミ袋。
- UAE 国外への輸出又は再輸出を目的とした製品で、(i) 使い捨てプラスチック製ショッピングバッグ、(ii) 使い捨てショッピングバッグ、(iii) 使い捨てプラスチック製品。なお、これらの製品を UAE の市場で販売したり、販売目的で陳列したり、無料で配布したりすることは禁止されており、流通の目的が UAE 国外への輸出又は再輸出であることを明示しなければならない。

また、本決定は、販売者（関連当局から認可を受け、商品を消費者に販売する自然人又は法人で、伝統的な小売店や電子小売店、レストラン、薬局、商品配送分野の施設などを含む）に対し、プラスチック材料や使い捨て製品の使用を削減することを目的としたプロジェクト、イニシアティブ、プログラムを支援し、合理的な価格で多用途製品の代替品を提供する義務を課した。

4. 罰則

旧決定と本決定では、他の法律で別途より厳しい罰則が定められていない限り、使い捨てバッグの価格に関する義務に違反した販売者と、使い捨て製品の使用禁止に違反した者に対して、それぞれ 200 AED の罰金が課せられている。前回の違反から 1 年以内に別の違反があった場合、罰金の金額は倍増される。但し、罰金の金額は、10,000 AED（販売者の義務違反の場合）及び 2,000 AED（使い捨て製品の使用禁止違反の場合）という上限がある。

ドバイの関連許認可当局の職員は、陸上であればフリーゾーン内であれば、使い捨てバッグの厚さやその素材を確認し、違反者に罰金を科す法執行官の権限を与えられている。

ドバイで使い捨て製品の輸入、販売、販売目的の展示、ドバイでの無料配布に関わる事業を行うドバイの企業は、本決定による規制対象や規制回避時期を確認して、本決定を遵守するとともに、プラスチック製品による長期的な被害から環境と地域社会を守るため、関係当局に協力していくことが求められる。

[最初のページに戻る](#)